

副会長	副会長	理	事	局長	次長	部長	課長	係長
							三嶋	
								佐藤

資料(/)

(地 380)

平成 3 1 年 3 月 7 日

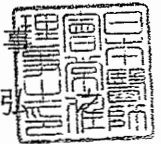
宮城県医師会

会長 佐藤 和宏 殿

副会長 板橋 隆三 殿

日本医師会常任理事

小 玉 弘



GW10 連休の医療機関等の対応について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、本年に予定されている 10 連休に向け、宮城県行政や県内関係団体との意見交換等、積極的なご対応をさせていただいておりますこと、衷心より御礼申し上げます。

先般、平成 31 年 2 月 25 日付け宮医発第 1959 号の文書にて、貴職よりいただいたご要望・ご意見につきまして、別記の通り回答申し上げます。よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。



GW10 連休中の医療機関等の対応について（回答）

- (1) ご指摘のとおり、1月30日に厚生労働省の保険局から示された通知では、「休日加算の取扱いについては、従前のとおりとする」と示されておりますが、その内容は、
- ①単に医療機関の判断で休日を診療日とした場合は、休日加算の算定はできませんが、
 - ②休日を休診としていた医療機関が、急病の患者さんを診療した場合等や、
 - ③地域医療支援病院や救急病院・救急診療所、あるいは自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置付けられている医療機関（いわゆる休日当番医・輪番制など）であれば、休日加算を算定できるとされております。

つまり、休日を診療日としていても、それぞれの地域で定められている休日診療体制に参加している医療機関であれば、休日加算を算定できるという内容になっております。

こうした取扱いは、今回の10連休だけが特別ということではなく、年末年始等の長期連休でも同様の扱いをしておりますので、そうした意味では「従前のとおり」となりますが、その一方で、厚生労働省の医政局からは、今回の10連休において、医師会をはじめとする地域の医療関係者や都道府県・市町村等の行政機関等が有機的に連携し、地域の医療提供体制の確保に万全を期すことを求める通知が1月15日に示されました。

こうしたこともあり、日本医師会としては、今回の10連休に向けて、まずは地域の医師会が病院団体や自治体と相談し、一般の医療機関の協力を得て、それぞれの地域における在宅当番医や病院輪番群制による休日の診療体制を整えて頂くことを、1月15日に開催された都道府県医師会長協議会でお願いをさせていただきました。

その後、地域によっては、医師会と自治体で協議の上、連休中の診療体制を医師会で調査・把握し、その結果を自治体のホームページに掲載することで、休日加算が算定できる医療機関（すなわち、休日診療体制に参加している医療機関）として取扱うことにしたという事例もあると伺っております。

したがいまして、まずは県内の医療機関が、各地域の休日診療体制に参加するよう働きかけて頂くとともに、ご協力頂いた医療機関については休日加算を算定できる取扱いとすることについて自治体ともご協議頂ければと思います。

- (2) 10連休が明けるのが5月7日(火)であり、レセプトの提出がその週の金曜日(5月10日)になっていることから、いつも以上に事務の負担が大きくなることが予想されます。

そこで、1月31日に松本常任理事名でお示しした文書でもお知らせしたところですが、日本医師会からは、審査支払機関に対して、レセプトの提出・受付等については柔軟に対応するよう要請しております。

審査支払機関の本部としても事情については理解されており、各支部にも柔軟に対応するよう連絡されたと同っておりますので、宮城県におきましても、同様の要請をして頂ければ幸いです。

- (3) 10連休中は、大型イベント等の開催時の集団災害(マスギャザリング災害)が懸念されます。また、震災などの発生にも迅速に対応しなければなりません。そのため、昨年12月5日の本会定例会見にて述べたとおり、「災害への備え」として、都道府県医師会との連絡窓口の設置、既に構築している都道府県医師会・日本医師会事務局災害時情報共有システムの運用などを行う予定です。

さらに、厚生労働省や総務省消防庁等の関係機関との災害対策の面での連携も図って参ります。なお、日本医師会は、昨年10月12日に日本災害医学会(旧日本集団災害医学会)との間で協定を締結し、災害時の情報共有、被災地の指揮命令系統及び被災地の都道府県医師会・郡市区医師会への支援等について相互に必要な協力を行うことを決めております。

- (4) 日本医師会は、四病院団体協議会との間で、毎月懇談会を開催しております。10連休対策については、これまで2回(昨年12月19日及び本年1月23日の会)に渡り議題に挙げ、意見交換等を行っております。さらに、日本慢性期医療協会(昨年11月21日開催)や全国自治体病院協議会(昨年12月6日開催)との懇談会におきましても、同様に意見交換等を実施いたしました。

これらの団体とは、団体支部と都道府県医師会との連携に向けた要請も含め、今後も連携を図って参ります

- (5) 今回の連休と事情が異なり、東日本大震災の際には、透析施設のある医療施設の津波被害・透析資材の不足等で透析不能の状態に陥りました。
連休中においては、本会より通知している10連休における医療提供体制の確保に関する対応と同様、透析治療についても継続して提供できる体制の構築が必要であります。また、透析資材の調達に関しても業者との連携が重要であると考えております。
- (6) 1月30日に厚生労働省の保険局から示された通知では、処方箋の使用期間についても「従前のおり」と示されておりますが、その内容は、
①処方箋の使用期間は交付した日を含めて4日ですが、
②長期の旅行など特殊の事情があると認められる場合に、4日を超えた日より調剤を受ける必要がある場合は、「使用期間」欄に年月日を記載することで対応可能とされております。

したがって、今回の10連休中に、薬局が開いていないために薬を受け取るのに時間がかかる地域もあるかもしれませんが、そうした場合は「使用期間」欄に年月日を記載する等のご対応をご検討頂ければ幸いです。

なお、先ほどの厚生労働省の医政局からの通知では、薬局についても10連休中の対応を整えることが求められております。つまり、10連休中に対応している薬局についても行政機関のホームページ等を通じて周知される見込みです。

休日に受診される患者さんのなかには、すぐに薬が必要な患者さんもいらっしゃると思いますので、そうした場合は、そういった情報も参照しつつご対応頂ければと思います。

(※患者さんに対して個別の薬局を指定すると療担規則に反するおそれがありますので、行政が周知している薬局の情報を院内に掲示する等のご対応などが考えられます。)